

五管区水路通報第 2 9 号

(612項 - 635項)

平成 1 6 年 7 月 2 3 日

第五管区海上保安本部

=====

第 612項	豊後水道南口	射撃訓練
第 613項	本州南岸 串本港	航泊禁止
第 614項	本州南岸 田辺港、第 2 区	航泊禁止
第 615項	紀伊水道 湯浅湾、湯浅広港	航泊禁止
第 616項	阪南港 第 3 区	架空線撤去
第 617項	大阪港 大阪区	水門閉鎖
第 618項	尼崎西宮芦屋港 第 2 区	小型船実技講習及び試験
第 619項	尼崎西宮芦屋港 第 2 区	灯付観測用浮標設置
第 620項	尼崎西宮芦屋港 第 2 区	ウェイクボード競技会
第 621項	尼崎西宮芦屋港 第 3 区	ヨットレース
第 622項	神戸港 第 1 区	潜水作業
第 623項	神戸港 第 1 区及び付近	航泊禁止
第 624項	神戸港 第 3 区	小型船実技試験
第 625項	神戸港 第 3 区	水門設置作業
第 626項	神戸港 第 6 区	護岸改修工事
第 627項	神戸港 第 6 区	掘下げ作業
第 628項	東播磨港南東方	灯浮標設置作業
第 629項	東播磨港	灯台について
第 630項	紀伊水道 橘港	架空線撤去
第 631項	四国南岸 日和佐港	灯設置
第 632項	四国南岸 高知港及び付近	水路測量
第 633項	四国南岸 高知港	灯浮標一時撤去
第 634項	四国南岸 須崎港	花火大会
第 635項	四国南岸 足摺岬南方	飛行物体落下

=====

本通報に使用している経度・緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています

=====

海図の改補（小改正）のお知らせ

海上保安庁水路通報第28号
(7月16日発行)掲載分

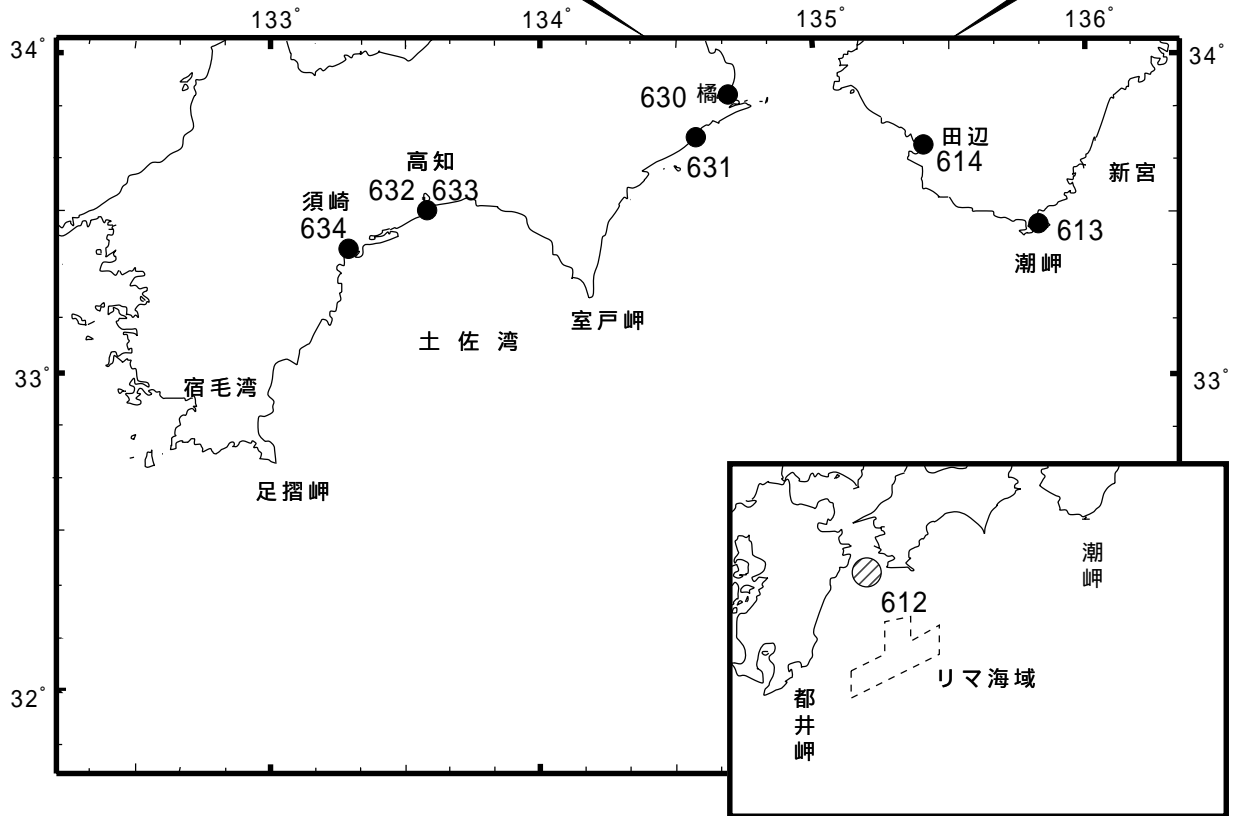
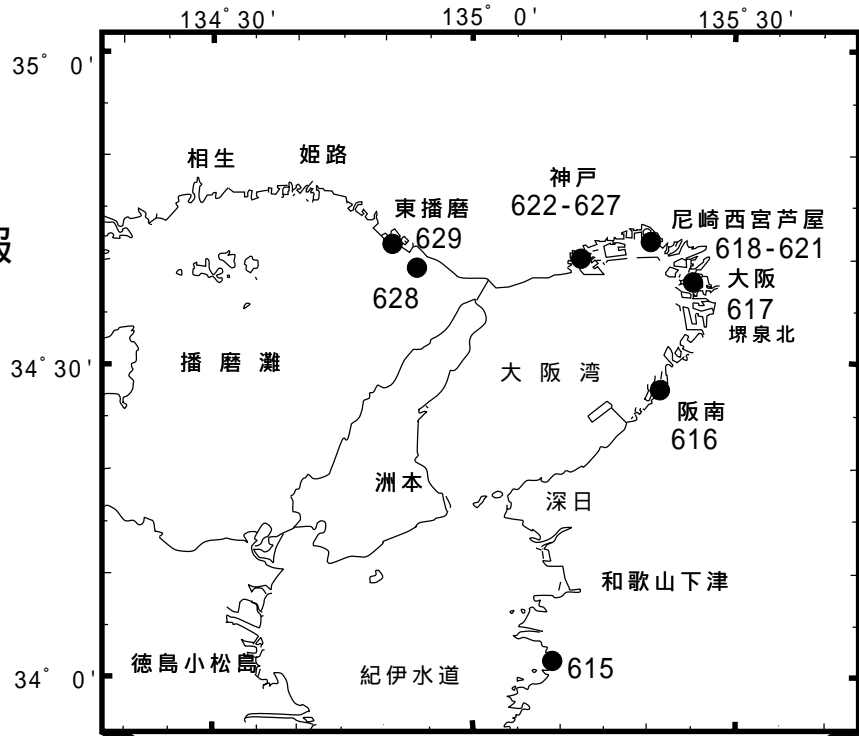
海 域	改正内容	該当海図	項
日高港	防波堤完成	W77(分図「日高港」)	730
大阪港、大阪区、第 1 区、第 5 区	港区変更	W123-W1146	734
牟岐港	防波堤完成	W59(分図「牟岐港」)	732
浅川港	防波堤完成、防波堤延長工事、灯設置	W59(分図「浅川港」)	733

詳細については、海上保安庁水路通報の各項をご覧ください。
また、インターネットでも提供しています。
インターネットアドレス(URL) <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/>

五管区水路通報

第29号

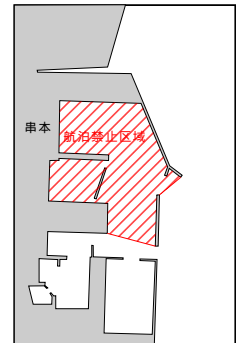
索引図



=====
 五管区水路通報及び水路図誌に関する問い合わせ先
 第五管区海上保安本部 海洋情報部 監理課 情報係
 〒650-8551 神戸市中央区波止場町1番1号 TEL (078)391-6651(内線 2515、2516)
 神戸第2地方合同庁舎(9階) FAX (078)332-6307(自動受信)
 F A Xによる五管区水路通報提供サービス
 (078)332-6307 ……最新号〔ポーリング受信式〕
 (078)391-1310(手動受信)・・最新号、バックナンバー(過去1か年分)〔情報番号;0#〕
 インターネットアドレス(URL) <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>
 =====

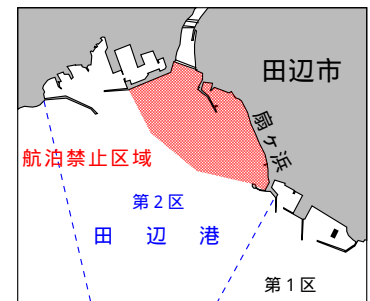
16年612項 豊後水道南口 射撃訓練
 沖ノ島西南西方において、巡視船による射撃訓練が実施される。
 期間 平成16年8月11日(予備12日)の1300~1700
 区域 32-37.3N 132-13.0Eを中心とする半径5海里の円内
 海図 W157
 出所 六本部警備救難部

16年613項 本州南岸 - 串本港 航泊禁止
 串本漁港において、花火大会実施に伴い、一般船舶の航泊が禁止される。
 期間 平成16年7月25日(予備日26日、27日)の1910~2150
 区域 (1)(2)及び(3)(4)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 串本港北防波堤灯台(33-28.1N 135-47.2E)
 (2) 串本港南防波堤灯台(33-28.0N 135-47.2E)
 (3) 33-27-55N 135-47-10E(防波堤端)
 (4) 33-27-56N 135-47-03E(岸壁角)



警戒船 1隻配備
 海図 W99(分図「串本港」)
 出所 田辺海上保安部長公示第3号(16.7.20)

16年614項 本州南岸 - 田辺港、第2区 航泊禁止
 扇ヶ浜前面において、海上花火大会の実施に伴い、一般船舶の航泊が禁止される。
 期間 平成16年8月12日(予備13日)の1925~2120
 区域 4地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれる区域
 (1) 33-43-13N 135-22-41E(岸線上)
 (2) 33-43-18N 135-22-20E
 (3) 33-43-26N 135-22-04E
 (4) 33-43-41N 135-21-56E(岸線上)



警戒船 3隻配備
 備考 上記区域を黄色灯付浮標7基で表示
 海図 W74
 出所 田辺港長公示第1号(16.7.16)

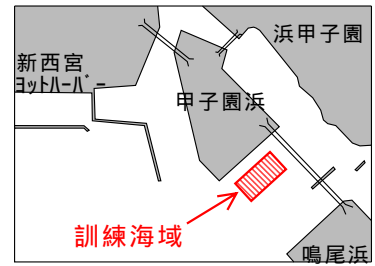
16年615項 紀伊水道 - 湯浅湾、湯浅広港 航泊禁止
 海上花火大会の実施に伴い、一般船舶の航泊が禁止される。
 期間 平成16年8月1日(予備2日)の1955~2120
 区域 湯浅広港築港防波堤灯台(34-02.1N 135-10.1E)を中心とする半径150mの円内
 警戒船 4隻配備
 備考 上記区域を黄色灯付浮標2基で表示
 海図 W150C
 出所 田辺海上保安部長公示第2号(16.7.12)

16年616項 阪南港 - 第3区 架空線撤去
 泉佐野沖防波堤と佐野漁港間の架空線は撤去されている。
 位置 34-25-50N 135-19-02E付近
 海図 W1141
 出所 五本部交通部

16年617項 大阪港 - 大阪区 水門閉鎖
 五管区水路通報16年総記18項関連
 水門の定期試運転に伴い、各水門が閉鎖される。
 (1) 安治川水門(大阪区、第2区)
 期間 平成16年8月2日、17日の1330~1630
 34-40.5N 135-27.4E(概位)
 (2) 尻無川水門(大阪区、第3区)
 期間 平成16年8月2日、23日の1330~1630
 34-39.5N 135-27.8E(概位)
 (3) 木津川水門(大阪区、第3区)
 期間 平成16年8月2日、25日の1330~1630
 34-39.1N 135-28.7E(概位)
 備考 16年4月から、水門閉鎖に伴う航泊禁止区域は設定されない。
 海図 W1148 - W123
 出所 大阪港長

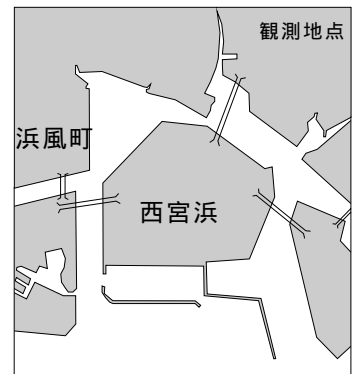
16年618項 尼崎西宮芦屋港 - 第2区 小型船実技講習及び試験
 甲子園浜南東側前面において、小型船舶操縦士実技講習及び試験が実施される。

期 間 平成16年8月1日～30日(10日、11日、17日、24日を除く)
 毎日0900～1630
 区 域 34-42.2N 135-21.1E付近
 標 識 区域内に丸形黄色浮標を3基設置
 海 図 W1107
 出 所 尼崎西宮芦屋港長



16年619項 尼崎西宮芦屋港 - 第2区 灯付観測用浮標設置
 潜水士による観測機器を吊下げた黄色灯付浮標の設置及び撤去作業が実施される。

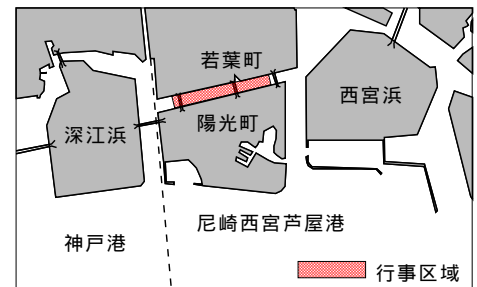
期 間 平成16年8月9日0900～10日日没(予備11日～20日)
 位 置 下記位置付近
 (1) 34-43-16N 135-19-36E
 (2) 34-42-05N 135-19-25E
 警戒船 1隻配備
 備 考 観測用浮標は24時間設置される。
 海 図 W1107
 出 所 尼崎西宮芦屋港長



16年620項 尼崎西宮芦屋港 - 第2区 ウェイクボード競技会
 南芦屋浜(芦屋沖地区)北側水路において、ウェイクボード競技会が実施される。

期 間 平成16年8月6日～8日の0730～1700
 区 域 下記(1)(2)、(3)(4)の各2地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-43-03N 135-19-13E(岸線上)
 (2) 34-42-58N 135-19-14E(岸線上)
 (3) 34-42-54N 135-18-30E(岸線上)
 (4) 34-42-50N 135-18-32E(岸線上)

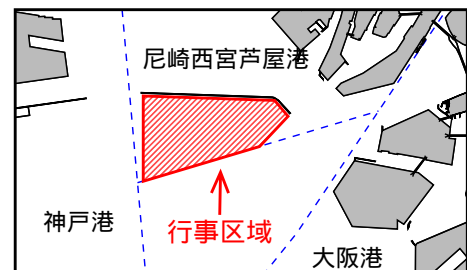
警戒船 2隻配備
 標 識 上記区域を黄色浮標で表示
 区域内に赤色浮標及び黄色浮標を各2基設置
 備 考 区域内にジャンプ台等構造物3基を設置
 海 図 W101A
 出 所 尼崎西宮芦屋港長



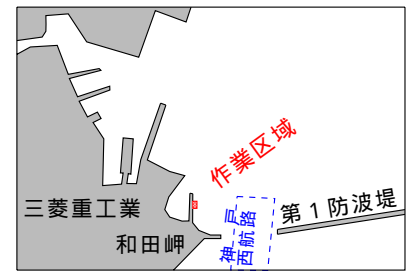
16年621項 尼崎西宮芦屋港 - 第3区 ヨットレース
 西宮防波堤南側において、クルーザー型ヨット(18艇)によるヨットレースが実施される。

期 間 平成16年8月12日～16日の0900～1800
 区 域 5地点により囲まれる区域
 (1) 34-40-18N 135-21-32E
 (2) 34-39-48N 135-20-52E
 (3) 34-39-17N 135-18-50E
 (4) 34-40-35N 135-18-50E
 (5) 34-40-31N 135-21-15E

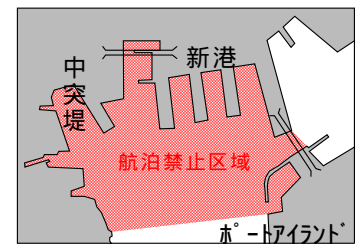
警戒船 5隻配備
 備 考 区域内にコースを示す正四面体形黄色浮標を2基設置
 海 図 W1107 - W1103
 出 所 尼崎西宮芦屋港長



16年622項 神戸港 - 第1区 潜水作業
 三菱重工業神戸造船所第5岸壁前面において、潜水土による防蝕作業が実施される。
 期間 平成16年8月2日～6日（予備7日～11日）の日出～日没
 区域 34-39-16N 135-11-11E付近
 警戒船 1隻配備
 海図 W101A - W101B
 出所 神戸港長



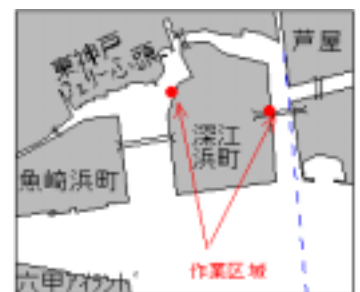
16年623項 神戸港 - 第1区及び付近 航泊禁止
 海上花火大会が行われるため、一般船舶の航泊が禁止される。
 期間 平成16年8月7日の2000～2115
 区域 (1)(2)及び(3)(4)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 新港第四突堤南東角(34-40.8N 135-12.2E)
 (2) ホートアイランド北公園北東角(34-40.7N 135-12.3E)
 (3) ホートアイランド物揚場北西角(34-40.4N 135-12.1E)
 (4) 川崎造船第7船台北東角(34-40.4N 135-11.4E)
 警戒船 10隻配備
 備考 航泊禁止区域を、黄色灯3基及び黄色灯付浮標6基で表示
 海図 W101A
 出所 神戸港長公示第16-7号(16.7.8)



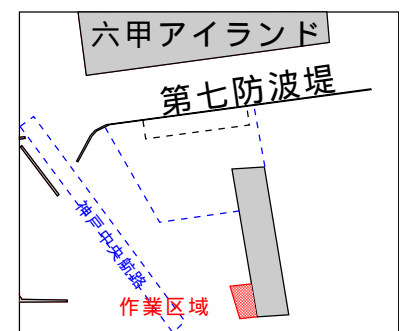
16年624項 神戸港 - 第3区 小型船実技試験
 東神戸フェリーふ頭前面において、小型船舶操縦士実技試験が実施される。
 期間 平成16年8月3日～8日（予備9日）の0900～1630
 平成16年8月22日～29日（予備30日）の0900～1630
 区域 34-42-49N 135-17-13E付近
 海図 W101A
 出所 神戸港長



16年625項 神戸港 - 第3区 水門設置作業
 深江浜町において、潜水作業を伴う水門設置作業が実施されている。
 期間 平成16年8月20日まで（予備21日～31日）の日出～日没
 区域 下記2地点付近
 (1) 34-42-43N 135-18-13E
 (2) 34-42-49N 135-17-35E
 海図 W101A
 出所 神戸港長



16年626項 神戸港 - 第6区 護岸改修工事
 第7防波堤南方において、潜水作業を伴う護岸改修工事が実施されている。
 期間 平成16年9月30日までの日出～日没
 区域 4地点に囲まれる区域
 (1) 34-39-05N 135-16-37E
 (2) 34-39-05N 135-16-27E
 (3) 34-39-17N 135-16-25E
 (4) 34-39-17N 135-16-35E
 警戒船 1隻配備
 海図 W101A
 出所 神戸港長



16年627項 神戸港 - 第6区 掘下げ作業

神戸中央航路西側海域において、グラブ浚渫船による掘下作業が実施される。

期間 平成16年7月26日～9月30日の日出～日没

区域 4地点により囲まれる区域

(1) 34-39-03N 135-15-14E

(2) 34-38-56N 135-15-30E

(3) 34-38-46N 135-15-23E

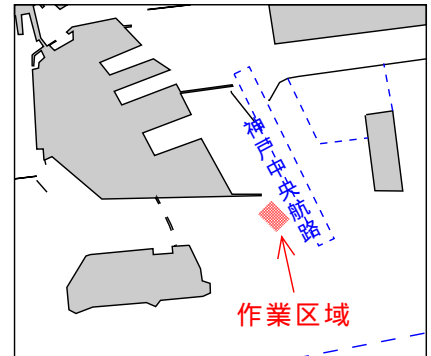
(4) 34-38-53N 135-15-08E

警戒船 1隻配備

備考 上記区域を、黄色灯浮標(4基)及び灯付浮標(6基)で表示

海図 W101A

出所 神戸港長



16年628項 東播磨港 - 南東方 灯浮標設置作業

五管区水路通報16年23号488項関連

潜水作業を伴う「江井ヶ島港沖海象観測灯浮標(灯台表第1巻3829.7)(34-39.9N 134-54.6E)」の復旧作業が実施される。

期間 平成16年8月9日、10日(予備11日～20日)の日出～日没

警戒船 1隻配備

海図 W131

出所 神戸海上保安部

16年629項 東播磨港 - 灯台について

下記灯台は、改修工事に伴い、灯塔が見えにくくなる。

期間 平成16年8月上旬～9月下旬

名称 東播磨港別府西港西防波堤灯台(灯台表第1巻3845)(34-42.8N 134-48.4E)

海図 W107

出所 五本部交通部

16年630項 紀伊水道 - 橘港 架空線撤去

鵜渡島と長島間の架空線は撤去されている。

位置 33-52-38N 134-40-24E付近

海図 W1142

出所 五本部交通部

16年631項 四国南岸 - 日和佐港 灯設置

五管区水路通報16年25号533項削除

恵比須浜漁港に白色灯が設置されている。

位置 33-44-25.0N 134-33-22.2E

海図 W1459

出所 五本部海洋情報部

16年632項 四国南岸 - 高知港及び付近 水路測量

高知港口付近において、作業船による、水路測量が実施される。

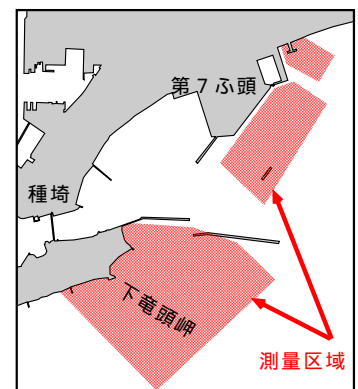
期間 平成16年8月2日～5日(予備6日～13日)の日出～日没

区域 付図に示す区域

備考 作業船は、白紅白の燕尾旗を掲揚

海図 W110

出所 高知港長



16年633項 四国南岸 - 高知港 灯浮標一時撤去

五管区水路通報16年26号566項関連

「高知港第十四号灯浮標(灯台表第一巻3062)(33-32.2N 133-33.8E)」は、掘下作業に伴い一時撤去される。

期 間 平成16年8月1日～14日の内1日間、日出～日没

海 図 W110

出 所 五本部交通部

16年634項 四国南岸 - 須崎港 花火大会

山崎鼻北西方において、海上花火大会が実施される。

期 間 平成16年7月31日(予備8月21日)の2000～2100

区 域 33-23-01N 133-17-09Eを中心とする半径400mの円内海域

警戒船 2隻配備

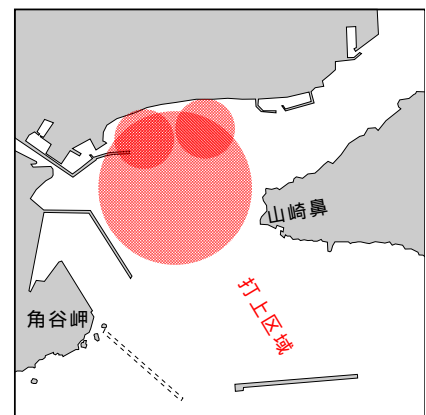
標 識

- ・打ち上げ区域を黄色灯付浮標で表示
- ・打ち上げ終了時まで、花火台船の南側を黄色灯で表示
- ・打ち上げ終了後、花火用筏(長さ約300m)の両端及び中央部を黄灯で表示

備 考 上記区域内に、仕掛け花火用筏が打上当日0800～翌日0800の間設置される

海 図 W105

出 所 高知海上保安部



16年635項 四国南岸 - 足摺岬南方 飛行物体落下

宇宙航空開発研究機構内之浦宇宙空間観測所(31-15N,131-05E概位)において、落下物(約38kg)を伴うロケット(S-310-34号機)の打ち上げが実施される。

海面落下予定日時 平成16年8月9日(予備10日～9月30日)の1722～1745

区 域 30-26-08N 133-03-42Eを中心とする半径32.4海里の円内

備 考 打ち上げが天候等の都合で延期される場合は、南九州地区のラジオ放送等により通報される

詳細は、内之浦宇宙空間観測所(電話0994-31-6978)に確認されたい

海 図 W247 - W1072 (LCW共)

出 所 宇宙航空開発研究機構

船舶保安情報の通報について

外国から日本に入港しようとする船舶の皆さんへの重要なお知らせです。

平成16年7月1日から、テロ対策として改正SOLAS条約及び国際船舶・港湾保安法が施行され、外国から日本に入港しようとする全ての船舶は、日本への入港前に、所定の海上保安部署に対して「船舶保安情報」の通報が必要となります。

この通報は、日本船/外国船の別、船舶の大小、船種等にかかわらず、外国から日本に入港しようとするすべての船舶に義務付けられます。

この通報は、日本の港に入港する場合のほか、特定海域（東京湾、伊勢湾又は瀬戸内海をいいます。）に入域する場合も必要となります。

この通報は、日本に入港しようとする前の港が外国の港である場合のみ必要です。（したがって、いったん外国から日本に入港した後の国内の航海では必要ありません。）

通報の時機はいつですか？

* 入港24時間前までに通報してください。

ただし、特定海域にある港に入港する場合には、特定海域に入域する24時間前までに通報してください。

通報先はどこですか？

* 入港する港を管轄する保安部署に通報してください。

日本の港に入港せずに特定海域に入域する場合は、告示で定める海上保安部署に通報してください。（詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせ下さい。）

その他、通報の方法はどうなっていますか？

* 通報者・・・船長のほか、所有者やそれらの代理人（代理店等）もOK

* 通報手段・・・港湾EDIのほか、FAX、書面の郵送・手交等もOK

荒天等、やむを得ない理由で24時間前までに通報して入港できない場合は、どうすればいいのでしょうか？

* 直ちに、所定の通報先に通報してください。

ただし、急迫した危難があり、緊急に入港しなければならないときには、入港後直ちに通報してください。（詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせください。）

- ・船舶保安情報は、テロ対策のため、外国から日本に入港しようとする船舶について、船舶の基礎情報や保安措置の実施状況に関して通報をお願いするものです。
- ・海上保安庁からの質問や指示がある場合には、それに従ってください。従わない場合は入港を禁止されることがありますので、ご注意ください。
- ・通報しなかった船長又は虚偽通報を行った者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるほか、入出港にも支障を生じる場合がありますので、ご注意ください。

通報用紙は、海上保安庁ホームページ（<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>）からダウンロードすることができます。

Reporting on the Security Information of ships

This is an important notice to those who intend to enter into Japanese ports from foreign countries.

From 1st July, 2004, the revised SOLAS regulations and the law for the security of ships and of port facilities comes into force to prevent and suppress terrorism acts against ships. All ships which come from foreign ports and intend to enter ports in Japanese waters are required to report security information of their ships to designated Coast Guard officers before entering into port in accordance with the format attached here with.

Any ship which intends to enter a Japanese port from a foreign country is required to report, regardless of their nationality, their size of ship, type of ship, etc.

Those ships entering into specific areas regulated in the law, namely Tokyo Wan, Ise Wan or Seto Naikai are also required to report this information.

This report is required only when previous ports of call were a foreign port. (Therefore, it is not required for a voyage to a second Japanese port if the previous port had been a Japanese port.)

When should the report be submitted?

Please report 24 hours before entry into port.

However, in case of entering into the aforementioned specific area, please report even 24 hours before entering into those specific area.

Whom should the report be submitted to?

Please report to the Coast Guard office which has jurisdiction of the port where you intend to enter.

In case you intend to navigate in a specific area without calling on any Japanese port, please report to the Coast Guard office listed on the notification. (Please ask the nearest office of Japan Coast Guard)

Who should submit the report?

Captain, owners, and those representatives (agency etc.) can submit the report.

What is the method of the report?

EDI, fax, mail, hand delivery, etc. are acceptable.

What should I do when it seems to be difficult to enter into port or specific area at the ETA of the report owing to unavoidable reasons such as bad weather.

Please report immediately to a predetermined reporting place.

However, when there is imminent danger and it is necessary to enter into port immediately, please report immediately after entry into port. (Please ask the nearest office of the Japan Coast Guard)

- As a measure against terrorism the security information of ship asks you about the security situation and a security measures of the vessel which will arrive in Japan from a foreign country.
- When there are questions and directions from the Japan Coast Guard, please follow them. Keep in mind that entry into port may be forbidden if these rules are not followed.
- Keep in mind that a fine will be enforced on the captain who did not report, or those who submitted a false report, of one year or less of penal servitude, or up to a 500,000 yen fine, as well as possible extended delays regarding entry into port and departure.

You can download a report paper from homepage of the Japan Coast Guard.
(<http://www.kaiho.mlit.go.jp/apply/hoan00.html>)